

## 情報セキュリティ基本方針

### 情報セキュリティ基本方針

学校法人聖公会聖母学園（以下、当園）は、保護者からお預かりした情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、お客様ならびに社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき全園で情報セキュリティに取り組めます。

#### 1. 経営者の責任

当園は、経営者主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

#### 2. 園内体制の整備

当園は、情報セキュリティの維持及び改善のために組織を設置し、情報セキュリティ対策を園内の正式な規則として定めます。

#### 3. 教職員の取り組み

当園の教職員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。

#### 4. 法令及び契約上の要求事項の遵守

当園は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守するとともに、保護者様の期待に応えます。

#### 5. 違反及び事故への対応

当園は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

制定日:2026年5月20日

学校法人聖公会聖母学園

理事長 諸岡 研史